

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成16年10月29日

京都市長 榊本頼兼

医療機関指定（病院・診療所・歯科・薬局・訪問看護ステーション）

名 称	所 在 地	指定年月日
(医)昭恵会 町塚クリニック	山科区西野八幡田町29の2	平成16年9月1日
ゆうクリニック	中京区壬生淵田町12	平成16年8月23日
田中整形外科医院	中京区西ノ京職司町1-1	平成16年10月1日
小笠原クリニック	下京区中堂寺南町108	平成16年9月1日
耳鼻咽喉科・内科 堀医院	左京区下鴨西本町8	平成16年9月1日
浅田まひろ歯科医院	北区紫竹下本町11	平成16年9月1日
はやし歯科クリニック	伏見区羽東師古川町168-1	平成16年9月1日
まつい歯科クリニック	山科区北花山中道町104-7	平成16年10月1日
東邦薬局 五条店	下京区中堂寺南町125	平成16年9月1日
訪問看護ステーション南風	右京区梅津南上田町14 梅津マンション 308号	平成16年9月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)